

【確認】画像を登録する際の注意点

物件情報を見た方から「実際の物件と異なる写真が掲載されている」というお問合せをいただくことがあります。物件情報の画像は、エンドユーザーが物件をイメージするために欠かせない情報です。画像を登録・公開する際は、以下のルールをご確認の上、遵守いただくようお願いいたします。

実際に取引する物件と異なる写真は登録できません。

※不動産の表示に関する公正競争規約では、写真絵図について「物件の規模、形状、構造等について、事実に相違する表示又は実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示」を不当表示として禁止しています。＜第23条第42号＞



実際の建物と異なる外観写真を登録

規模や形状、構造など、取引される建物と異なる外観写真は登録できません。

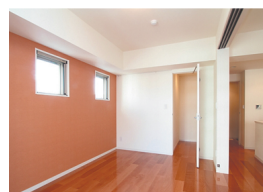
[例]

- ・建物面積が異なる建物
- ・間取りや形状が異なる建物



実際の間取りと異なる室内写真を登録

窓や部屋の配置など、実際の間取りと一致しない室内写真は登録できません。



[実際の間取り]



実際と異なる設備の写真を登録

機能や規模、形質など、実際と異なる設備の写真は登録できません。

[例：システムキッチン]

- ・ガスコンロの相違（三口⇒実際は二口）
- ・シンクの形状相違



建物工事完了前などにより、取引する建物の写真が用意できない場合は、**以下①②の条件に限り、他の建物の写真を登録することが可能です。**

①外観写真

取引する建物と
「**規模、形質、外観**」
が同一のもの

②内観写真

写される部分の
「**規模、形質など**」
が同一のもの



①②の写真を登録する場合は【キャプション欄】へ以下のようなコメントの登録が必要です。

▶「同一タイプ」「同一仕様」と登録

※「施工例」「参考例」というコメントは登録できません。

▶ 外構（門扉、植栽、庭など）が異なる場合はその旨を併記

①外観写真の登録例



C号棟と同一タイプ

※植栽、庭などはC号棟と異なります。

★上記は、ポータルサイト広告適正化部会(*)が統一テーマにて発信しております。

*同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート

*同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認ください。https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/

★上記は、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。